

滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例および滋賀県立スポーツ会館
の設置および管理に関する条例を廃止する条例案要綱

1 廃止の理由

滋賀県立体育館および滋賀県立スポーツ会館の機能を滋賀アリーナに移行し、令和 7 年度末に滋賀県立体育館および滋賀県立スポーツ会館を廃止するため、滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例（昭和 45 年滋賀県条例第 57 号）および滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例（昭和 59 年滋賀県条例第 33 号）を廃止しようとするものです。

2 概要

- (1) 滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例および滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例を廃止することとします。
- (2) この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとします。

議第 44 号

滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例および滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例を廃止する条例案

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 16 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例および滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例（昭和 45 年滋賀県条例第 57 号）
- (2) 滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例（昭和 59 年滋賀県条例第 33 号）

付 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。